

健 長第 183 号
平成25年5月10日

各介護サービス事業所の管理者 様

山形県健康福祉部健康長寿推進課長

新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴う
施設使用制限措置について（通知）

平成25年4月13日に施行された「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（以下「特措法」という。）において、国内で新型インフルエンザ等が発生したことにより政府が緊急事態宣言をした場合、学校、社会福祉施設、集会場等多数の人が利用する施設に対し使用制限等の要請が行われることが規定されました。（別添「新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第2項関連施設について」（県健康福祉企画課作成）参照。）

使用制限等の要請の対象となる施設のうち、介護保険法及び老人福祉法関係の施設は下記のとおりです。

なお、この通知は、新型インフルエンザの発生に備え、特措法に基づく施設使用制限措置について事前に周知を図るものです。新型インフルエンザにより休業した場合の介護報酬の取扱い等については、現時点で厚生労働省から示されておりません。

記

特措法第45条第2項の政令で定める多数の者が利用する施設のうち、介護保険法及び老人福祉法関係の施設

介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。）

上記に該当する事業所

通所介護（基準該当含む）、通所リハビリテーション、短期入所生活介護（基準該当含む）、短期入所療養介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、複合型サービス、老人福祉センター

※ 特別養護老人ホーム等の入所施設については、使用制限の規定はありません。

担当：健康長寿推進課
事業指導担当 伊藤
TEL023-630-3359
FAX023-630-2271